

農業労働力確保緊急支援事業実施要綱（令和2年4月30日付け2経営第345号農林水産事務次官依命通知）の一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
農業労働力確保緊急支援事業実施要綱 〔 制定 令和2年4月30日付け 2経営第345号 農林水産事務次官依命通知 最終改訂 令和3年1月1日付け 2経営第2413号 農林水産事務次官依命通知 〕	農業労働力確保緊急支援事業実施要綱 〔 制定 和2年4月30日付け 2経営第345号 農林水産事務次官依命通知 〕

附 則(令和3年1月1日付け2経営第2413号)

- 1 この通知は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の取扱いについては、改正後の同要綱を適用する。ただし、令和2年の取組を対象とする改正後の別記1の第3の2(2)、第4の1(1)、別記2の第3の2(1)イ、第4の1(1)及び別記3の第5の1(1)については、なお従前の例による。

改 正 後	現 行
(別記1) 援農者緊急確保支援事業 第1～第2 [略] 第3 助成対象経費 1 [略] 2 助成額の条件 (1)[略] (2)宿泊費(居住費) 1人当たり1泊6,000円以内、 <u>かつ、1か月10万円以内。</u> (3)～(6)[略] 第4 事業の手続 1 事業の申請 (1)本事業による支援を受けようとする者が代替人材を雇用することとした時は、不	(別記1) 援農者緊急確保支援事業 第1～第2 [略] 第3 助成対象経費 1 [略] 2 助成額の条件 (1)[略] (2)宿泊費(居住費) 1人当たり1泊6,000円以内。 (3)～(6)[略] 第4 事業の手続 1 事業の申請 (1)本事業による支援を受けようとする者が代替人材を雇用することとした時は、不

<p>足人員と代替人材の雇用計画を比較した掛かり増し経費等に係る調書を作成し、その根拠資料とともに、<u>原則として支援の対象とする労働が最初に行われた日の1か月後までに</u>事業実施主体に助成金交付の申請をするものとする。なお、関係協同組合等が当該調書等を取りまとめの上、事業実施主体に提出することができるものとする。</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>2 実績等の報告</p> <p>(1) 本事業による支援を受ける者は、調書に記載した事項の実績について、その根拠資料とともに、事業実施主体に提出するものとする。</p> <p>(2) 提出期限は、<u>原則として支援を受けようとする月毎の賃金等の支払日の翌月末とする。ただし、令和2年12月末日までの実績については、事業が終了した日から2か月以内、又は令和3年2月末のいずれか早い日とする。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>第5 [略]</p> <p>第6 事業対象期間</p> <p>令和2年4月1日以降、新型コロナウイルス感染症の影響による代替人材確保の必要性が解消された日又は<u>令和3年3月末日</u>のいずれか早い日とする。したがって、以下の場合には、事業対象期間中に係る取組についてのみ、本事業による支援の対象とすることとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>足人員と代替人材の雇用計画を比較した掛かり増し経費等に係る調書を作成し、その根拠資料とともに、事業実施主体に助成金交付の申請をするものとする。なお、関係協同組合等が当該調書等を取りまとめの上、事業実施主体に提出することができるものとする。</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>2 実績等の報告</p> <p>(1) 本事業による支援を受けた者は、調書に記載した事項の実績について、その根拠資料とともに、事業実施主体に提出するものとする。</p> <p>(2) 提出期限は、<u>事業が終了した日から2か月以内とする。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>第5 [略]</p> <p>第6 事業対象期間</p> <p>令和2年4月1日以降、新型コロナウイルス感染症の影響による代替人材確保の必要性が解消された日又は<u>同年12月末日</u>のいずれか早い日とする。したがって、以下の場合には、事業対象期間中に係る取組についてのみ、本事業による支援の対象とすることとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>
<p>(別記2)</p> <p style="text-align: center;">研修等支援事業</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 助成対象経費</p>	<p>(別記2)</p> <p style="text-align: center;">研修等支援事業</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 助成対象経費</p>

<p>1 [略]</p> <p>2 助成額の条件</p> <p>(1) 対象研修機関等が在籍する者を代替人材として行う、人手不足経営体に派遣して実施する実習及び人手不足経営体と契約のない援農</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 宿泊費</p> <p>1人当たり1泊 6,000 円以内、<u>かつ、1か月 10 万円以内。</u></p> <p>ウ～エ [略]</p> <p>第4 事業の手続</p> <p>1 事業の申請</p> <p>(1) 本事業による支援を受けようとする者は、研修計画若しくは実習等計画又はその両方に係る調書を作成し、その根拠資料とともに、<u>原則として支援の対象となる研修等が最初に行われた日の1か月後までに</u>事業実施主体に提出するものとする。</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>2 実績等の報告</p> <p>(1) 本事業による支援を受ける者は、調書に記載した事項の実績について、その根拠資料とともに、事業実施主体に提出するものとする。</p> <p>(2) 提出期限は、<u>原則として助成対象経費の支払日の翌月末とする。ただし、令和2年12月末までの実績については、事業が終了した日から2か月以内、又は令和3年2月末のいずれか早い日とする。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>第5 [略]</p> <p>第6 事業対象期間</p> <p>令和2年4月1日以降、新型コロナウイルス感染症の影響による代替人材確保の必要性が解消された日又は<u>令和3年3月末日</u>のいずれか早い日とする。したがって、以下の場合、事業対象期間中に係る取組についてのみ、本事業による支援の対象とすることとする。</p>	<p>1 [略]</p> <p>2 助成額の条件</p> <p>(1) 対象研修機関等が在籍する者を代替人材として行う、人手不足経営体に派遣して実施する実習及び人手不足経営体と契約のない援農</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 宿泊費</p> <p>1人当たり1泊 6,000 円以内。</p> <p>ウ～エ [略]</p> <p>第4 事業の手続</p> <p>1 事業の申請</p> <p>(1) 本事業による支援を受けようとする者は、研修計画若しくは実習等計画又はその両方に係る調書を作成し、その根拠資料とともに、事業実施主体に提出するものとする。</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>2 実績等の報告</p> <p>(1) 本事業による支援を受けた者は、調書に記載した事項の実績について、その根拠資料とともに、事業実施主体に提出するものとする。</p> <p>(2) 提出期限は、<u>事業が終了した日から2か月以内とする。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>第5 [略]</p> <p>第6 事業対象期間</p> <p>令和2年4月1日以降、新型コロナウイルス感染症の影響による代替人材確保の必要性が解消された日又は同年 12 月末日のいずれか早い日とする。したがって、以下の場合、事業対象期間中に係る取組についてのみ、本事業による支援の対象とすることとする。</p>
--	--

<p>(別記3)</p> <p style="text-align: center;">人材呼び込み支援事業</p> <p>第1～第4 [略]</p> <p>第5 事業の手続</p> <p>1 事業の申請</p> <p>(1) 本事業による支援を受けようとする者は、広告等活動及び調査に係る調書を作成し、その根拠資料とともに、<u>原則として支援の対象となる取組が最初に行われた日の1か月後までに</u>、広告等活動に係る情報を一元管理する相談窓口機関がある都道府県については、本機関と通じて事業実施主体に助成金交付の申請をするものとする。</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>2 実績等の報告</p> <p>(1) 本事業による支援を受けるる者は、調書に記載した事項の実績について、その根拠資料とともに、相談窓口機関に提出するものとする。</p> <p>(2) 提出期限は、<u>原則として助成対象経費の支払日の翌月末とする。ただし、令和2年12月末までの実績については、事業が終了した日から2か月以内、又は令和3年2月末のいずれか早い日とする。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>第6 [略]</p> <p>第7 事業対象期間</p> <p>令和2年4月1日以降、新型コロナウイルス感染症の影響による代替人材確保の必要性が解消された日又は<u>令和3年3月末日</u>のいずれか早い日とする。したがって、以下の場合、事業対象期間中に係る取組についてのみ、本事業による支援の対象とすることとする。</p>	<p>(別記3)</p> <p style="text-align: center;">人材呼び込み支援事業</p> <p>第1～第4 [略]</p> <p>第5 事業の手続</p> <p>1 事業の申請</p> <p>(1) 本事業による支援を受けようとする者は、広告等活動及び調査に係る調書を作成し、その根拠資料とともに、広告等活動に係る情報を一元管理する相談窓口機関がある都道府県については、本機関と通じて事業実施主体に助成金交付の申請をするものとする。</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>2 実績等の報告</p> <p>(1) 本事業による支援を受けた者は、調書に記載した事項の実績について、その根拠資料とともに、事業実施主体に提出するものとする。</p> <p>(2) 提出期限は、<u>事業が終了した日から2か月以内とする。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>第6 [略]</p> <p>第7 事業対象期間</p> <p>令和2年4月1日以降、新型コロナウイルス感染症の影響による代替人材確保の必要性が解消された日又は<u>同年12月末日</u>のいずれか早い日とする。したがって、以下の場合、事業対象期間中に係る取組についてのみ、本事業による支援の対象とすることとする。</p>
---	--